

最近の職務発明関連裁判における注目すべき判示事項

平成 14 年 12 月

1. ピックアップ装置発明補償金請求事件

〔 H11. 4.16 東京地裁 平成 07(ワ)3841 特許権 民事訴訟事件
H13. 5.22 東京高裁 平成 11(ネ)3208 特許権 民事訴訟事件 〕

使用者は、職務発明についての「相当の対価」の額を、勤務規則等の定によって一方的に制限することはできず、従業者は、勤務規則等に基づき算出された対価の額が特許法の定める相当の対価の額に満たないときは、勤務規則等に拘束されることなく、不足額を請求することができる」と判示

当事者

原告：田中俊平（元従業者）

被告：オリンパス光学工業株式会社

2. 青色発光ダイオード事件

〔 H14. 9.19 東京地裁 平成 13(ワ)17772 特許権 民事訴訟事件中間判決 〕

業務命令に反して行った発明でも、被告会社の業務範囲に属し、その従業者である原告の職務に属する行為として行われた発明は、特許法第 35 条にいう職務発明に該当すると判断

職務発明の権利承継に関して、次の 3 つの理由により被告会社に権利が承継されたものと判断、改正社規が特許法 35 条にいう「勤務規則その他の定」に該当し該社規の適用による被告への承継、特許を受ける権利が使用者等に帰属するものとしての取扱いが異議なく繰り返されていたことに基づく黙示の合意による承継、譲渡契約による承継（譲渡の意思なく鉛筆書きで譲渡証書に署名したという原告の主張は失当）

使用者は、職務発明についての「相当な対価の額」を、勤務規則等の定によって一方的に制限できず、該対価の額が特許法の定める相当の対価の額に満たないときには、「相当な対価の額」は、勤務規則等に拘束されることなく、最終的に裁判所により客観的に定められるべきと判示

当事者

原告：中村修二（元従業者：現米カリフォルニア大学サンタバーバラ校教授）

被告：日亜化学工業株式会社

3．再生用光ヘッド発明・ウオブルディスク発明補償金請求事件

H14.11.29 東京地裁 平成 10(ワ)16832 等 特許権 民事訴訟事件
(平成 10 年(ワ)第 16832 号・平成 12 年(ワ)第 5572 号)

使用者は、職務発明についての「相当の対価」の額を、勤務規則等の定によって一方的に制限できず、該対価の額が特許法の定める相当の対価の額に満たないときは、従業者は勤務規則等に拘束されることなく、不足額を請求することができると判示

職務発明について使用者に特許を受ける権利を承継させた場合の相当の対価の額は、原告が具体的に主張立証する個々のライセンス契約（クロスライセンスを含む）に基づいて、被告が得た利益の額を基礎に算定した額（発明の実施を排他的に独占することで得られた利益の額）であると判示

外国における特許を受ける権利について、我が国の特許法第 35 条第 3 項に基づく対価の請求はできないと判示（属地主義の原則に照らし、外国特許に基づく権利はそれぞれの国の特許法を準拠法として定められるべきと判示）

当事者

原告：米澤 成二（元従業者）

被告：株式会社日立製作所